

会員の皆さまへ

2023年版

団体保険制度のご案内

安心して医業に専念するためのお手伝い

充実した内容の団体保険制度で、先生やご家族・従業員を守ります！

保険期間

2023年3月1日午後4時から

2024年3月1日午後4時まで 1年間となります。

医療業務に係る保険

1 勤務医師賠償責任保険
のみクレジットカード
払い開始!!

1 勤務医師賠償責任保険 団体割引 **20%** WEB 郵送 FAX MAIL

2 産業医・学校医等 嘱託医活動賠償責任保険 郵送 FAX MAIL

3 クレーム対応費用保険 郵送 FAX MAIL

4 勤務医サイバー保険 団体割引 **20%** 郵送 FAX MAIL

そんな不安、リスクに備える保険を ご用意しました!

万が一、
医療事故が起こったら…

1 勤務医師賠償責任保険 → P.6

勤務医師の医療事故に備えた保険!

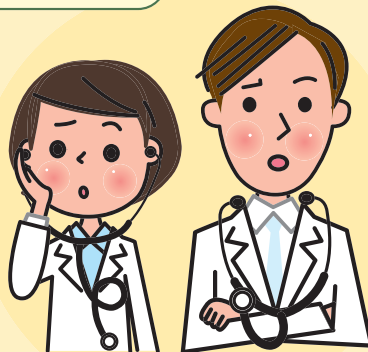
常勤の病院における医療行為のほか、アルバイト先など他の医療施設や公共の場における緊急対応で行った医療行為に起因する賠償事故も対象です。(日本国内に限ります)
賠償請求に応訴する際の訴訟費用・弁護士費用も補償します。

勤務医師賠償責任保険 保険料

クレジットカード払い開始!!

WEB
限定

- お手続きがワンストップで簡単
- 翌年から保険が自動継続で安心



産業医として働いてもいるけど、
いろいろトラブルがありそう…

2 産業医・学校医等 嘱託医活動賠償責任保険 → P.10

医師賠償責任保険だけでは補償されない嘱託医として行う医療行為以外の活動において、不測の事故が発生し、損害賠償請求がなされたことで被る損害を補償します。

モンスターペイシエントに
どう対応したら…

3 クレーム対応費用保険 → P.12

患者による過度なクレームやトラブルの増加傾向に備え、患者からの業務妨害行為に対応する弁護士費用を補償します。
クレーム対応に関する専門相談窓口“クレームコンシェル”
に無料で何度でもご相談可能!

怪しいメールがくる
パソコン・携帯に個人情報が入っている

4 勤務医サイバー保険 → P.14

個人情報漏えいやサイバー攻撃によるウイルス感染など、近年拡大しているリスクに備える保険です。患者様や病院、第三者に与えた損害についての賠償金や、原因調査・データ復旧・見舞金などの各種事故対応費用を補償します。



団体保険制度の保険約款は、取扱保険代理店株式会社カイトーのホームページに掲載しており、ご覧いただけます。

【ホームページ】

https://www.kaito.co.jp/professionals/doctor/information/doctor_yakkan/

お手続きの流れ（新規・継続・中途加入）

「**①**加入申込」と「**②**保険料お支払」をお願いします。

勤務医師賠償責任保険

産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険
クレーム対応費用保険
勤務医サイバー保険

1

加入申込

A 現在、口座振替にてご登録で、ご加入内容に変更がない先生は自動継続となりお手続きは不要です。

B 上記 **A** 以外の先生は、
① WEB もしくは
② 加入依頼書をFAX・MAIL・郵送
からご選択ください。

詳細 → P.4

**② 加入依頼書を
FAX・MAIL・郵送**

※WEB申込はできません。
※自動継続ではありません。

2

保険料お支払

NEW! **A. クレジット
カード払い** WEB
限定 自動継続
自動決済

B. 口座振替 自動継続

C. 銀行振込 からご選択ください。

※中途加入は A. クレジットカード払い（2023年3月以降補償開始分のみ）または C. 銀行振込となります。

詳細 → P.5

C. 銀行振込

※クレジットカード払い、口座振替はできません。

3

加入者証の発行

補償開始翌月中旬頃、郵送します。
お手続き完了後、WEBサイトでも印刷可能

補償開始翌月中旬頃、郵送します。

※WEBサイトから印刷はできません。

※「加入者証」は、各保険毎に別々に郵送となります。
※団体契約のため、先生個人への保険料領収証は発行できません。必要な方は「加入者証」にて代用してください。

1

加入申込

1 WEBでのお手続き（勤務医師賠償責任保険のみ）

次のお手続きが年中・24時間いつでもおこなえて大変便利です！

- 加入申込み・登録内容の変更手続き
- 加入者証の印刷（お手続き完了後）・ご加入状況の確認

一般社団法人 日本消化器内視鏡学会HP

<https://www.jges.net/news/news-other/2020/02/27/26952>

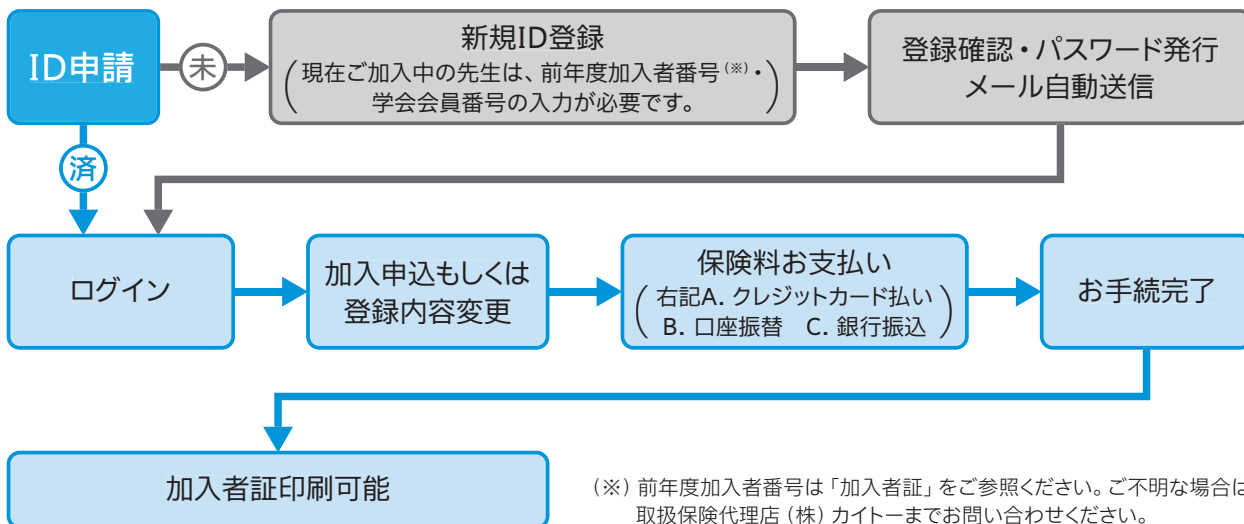
に会員ログインし、「勤務医師賠償責任保険お手続き画面」
にお入りください。



こちらのコードから
アクセスできます。

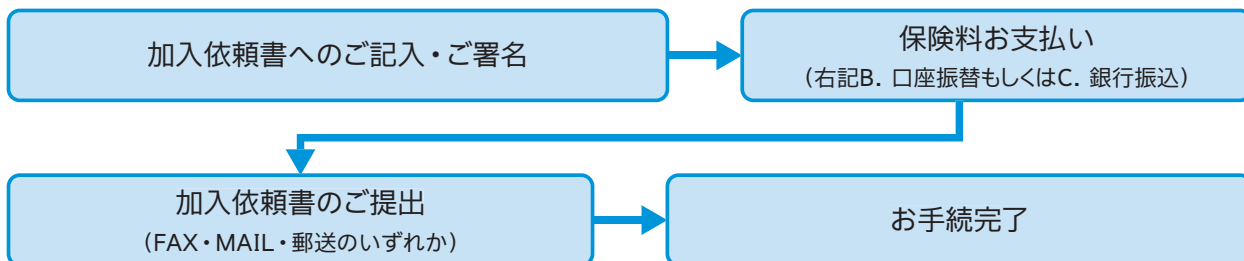
各種お手続き案内メールが送信されます。

予め「@ibai.dantaihoken.net」のドメインが受信できるよう設定してください。



2

加入依頼書をFAX・MAIL・郵送でのお手続き



送付先

取扱保険代理店
株式会社カイトー ドクター営業部
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6
TEL:03(3369)8811 FAX:03(3369)8851
E-mail: med-jges@kaito.co.jp TEL受付時間/平日午前9時から午後5時



2

保険料お支払

中途加入はクレジットカード払い、
または銀行振込となります。

NEW!

A クレジットカード払い (WEB申込限定・ 加入依頼書の提出不要)

自動継続
自動決済

※2023年2月28日以前の補償開始契約については利用できません。

- 対象カード：VISA/MASTER
- 新規加入・前年銀行振込でご加入の先生：
➔2023年2月28日(火)までにWEB申込およびクレジットカード決済ください。
- 前年口座振替でご加入の先生：
➔変更締切日2022年12月15日(木)までにWEBにて変更申込およびクレジットカード決済ください。
- 保険は自動継続となります。ただし学会員の資格を喪失した場合は保険期間満了日をもって補償は終了しますので、ご了承ください。

B 口座振替 自動継続

預金口座振替依頼書を漏れなくご記入・ご捺印のうえ加入依頼書と一緒に郵送ください。
(FAX・MAILでの送付は受付できません。)

提出締切日 2022年12月15日(木) 口座振替日 2023年1月30日(月)

- ご利用いただける金融機関は取扱金融機関一覧をご参照ください。
- ご指定口座の金融機関届出印をご捺印ください。
- 残高不足などで、万一保険料の振替ができなかった場合は、2023年2月中旬に学会指定口座への銀行振込みをご案内させていただきます。
- この制度では保険料収納業務を第一生命カードサービス株式会社に委託しております。
口座振替手数料として保険料とは別に110円がご加入者負担となります。
- 保険は自動継続となります。ただし学会員の資格を喪失した場合は保険期間満了日をもって補償は終了しますので、ご了承ください。

C 銀行振込

振込締切日 2023年2月28日(火) 着金 ※中途加入の場合は補償開始日の前日

ご加入いただく「型」・「プラン」の保険料をご確認のうえ、お振込みください。

※銀行窓口送金・ATM送金・インターネットバンキング送金いずれでもOKです。

⚠️ ご注意
ご依頼人(振込人名義)は「加入者氏名(カナ)+生年月日(西暦)」でお振込みください。
(スペース不要) 例) カイトウタロウ19861020

振込先

みずほ銀行 東京中央支店 普通 1924608 日本消化器内視鏡学会

振込手数料はご依頼人のご負担となっております。

勤務医師賠償責任保険

ご加入対象者(被保険者): 会員(勤務医)

勤務医師賠償責任保険

嘱託医・活動賠償責任保険
産業医・学校医等

クレーム対応費用保険

勤務医サイバー保険

万一の医療事故による高額賠償への備えに。

300型(対人1事故3億円)への加入・切替をおすすめいたします!

1 保険の概要

被保険者(ご加入された先生ご本人)またはその使用人、その他被保険者の業務の補助者(看護師等)が日本国内で行った医療によって患者の身体に障害(死亡を含みます)が発生したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

常勤の医療施設以外での医療事故も対象となります。

医療遂行上の過失を認めない場合でも、医師個人が患者側から損害賠償請求を受け、訴訟にいたる事例があります。

訴訟費用、
弁護士費用

賠償金が
高額化...

アルバイト先

公共の場での
緊急対応

お支払いする保険金の種類は...

- ①法律上の損害賠償金.....被害者の治療費、休業損害、逸失利益、慰謝料 など
- ②争訟費用等.....訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停に要する費用 など
(ただし、損保ジャパンの事前承認が必要です。)

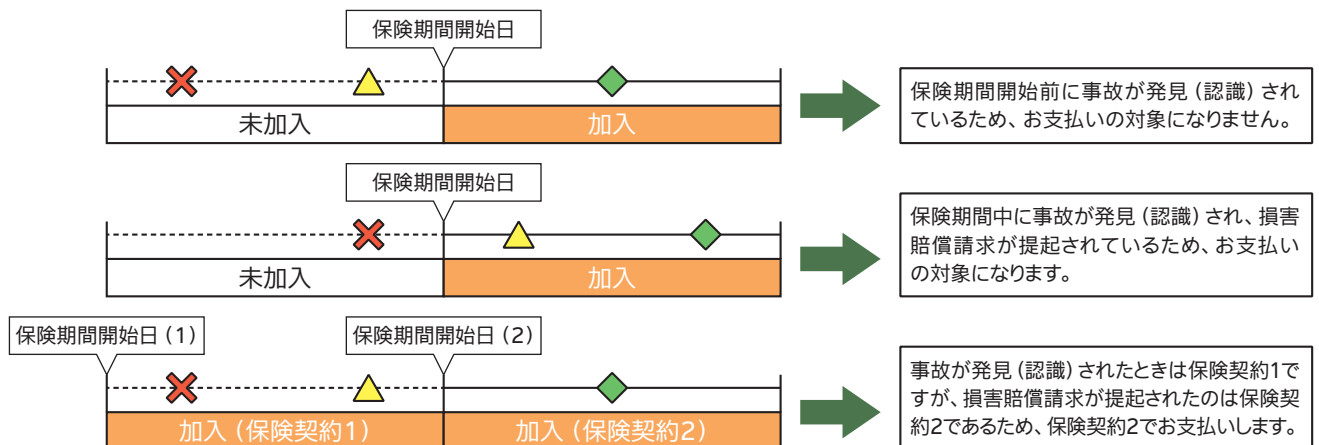
※法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

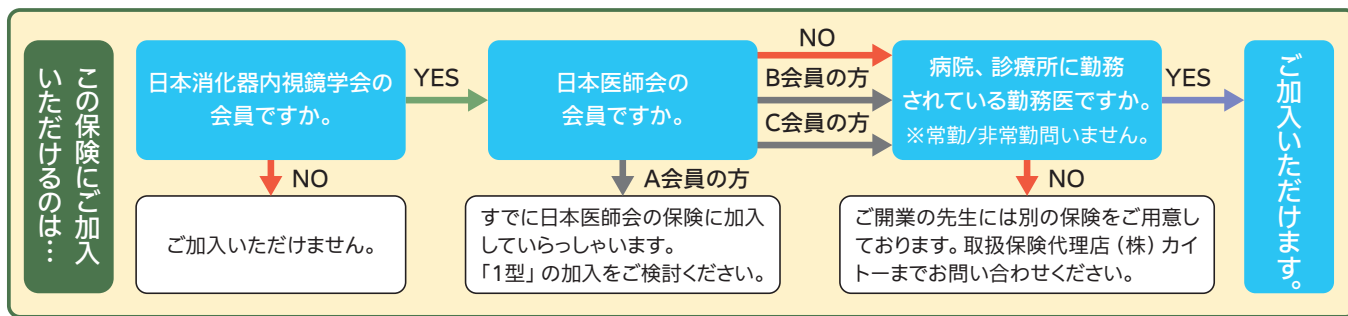
保険期間と保険責任について

保険期間中に損害賠償請求が提起された場合にかぎり、保険金をお支払いします。

●保険期間と保険責任の関係は次のとおりです。

保険加入の場合 → **×**: 医療事故の発生 **▲**: 事故が発見(認識)された日 **◆**: 損害賠償請求が提起された日





オプション 医療付随業務担保追加条項

追加保険料あり
任意セット

医療以外の業務従事中の賠償責任をカバーする勤務医専用の補償です。

- 勤務医師賠償責任保険に、この追加条項をセットすることで、医療行為上の賠償リスクに加え、以下のような業務中まで補償範囲が広がります。

勤務する医療機関における医療行為以外の業務、大学における教育、実習教員としての学校業務、学会・医師会等の運営、テキスト作成、学術総会への出席など
受託した財物の損壊による賠償や他人のプライバシー侵害等の“人格権侵害”の賠償についても、補償の対象となります。
※受託した財物とは、医療の対象者から受託している身の回り品等の財物をいいます。

想定される事例

身体障害を負わせてしまった場合（付随業務担保条項）

- 病院内で高齢の患者とぶつかり、患者が転倒して骨折してしまっただ。

財物を壊してしまった場合（付随業務担保条項）

- 患者から預かったノートパソコン、スマホ、メガネなどを落として破損してしまっただ。

人格権を侵害してしまった場合（人格権侵害担保条項）

- 所属学会で論文を発表した際、誤って個人が特定される病歴を掲載してしまっただ。当該患者からプライバシーの侵害を訴えられた。
- 過度に興奮した患者の身体を拘束する処置を行ったところ、不当な身体抑制により自由を侵害されたとして、患者の家族から訴えられた。

追加保険料なし自動セット 刑事弁護士費用担保追加条項（詳しくはP17をご参照ください。）

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用を、補償する追加条項です。被保険者（補償の対象となる方）である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、保険期間中に業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。（起訴後の費用を含みます。）**1事故あたりおよび保険期間中の保険金額は500万円となります。**ただし、被保険者の有罪が確定した場合は支払われません。

2 保険金額（支払限度額）と保険料

団体割引
20%

〔保険期間1年、団体割引20%、一括払〕

加入型	保険金額（対人）		自己負担額	年間保険料 医師1名あたり
	1事故につき	期間中		
300型	3億円	9億円	0円	62,400円
200型	2億円	6億円		51,570円
100型	1億円	3億円		40,660円
1型	100万円	300万円		4,000円

- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
- すでに日本医師会保険（日医A①・A②会員）に加入されている先生は、自己負担額100万円を補償する「1型」の加入をご検討ください。

オプション〔医療付随業務担保追加条項〕 ※オプションのみでのご加入はできません。

担保条項	対象となる損害	保険金額	自己負担額	年間保険料
				医師1名あたり
付随業務担保	受託物以外の損害	1事故・期間中限度額 1億円	0円	800円
	受託物に対する損害	1事故 50万円		
人格権侵害担保	人格権の侵害に起因する損害	1被害者につき1,000万円 一連の損害賠償請求について かつ保険期間を通じて1億円	0円	800円

3 中途加入される場合の保険料

- 保険料お支払方法はクレジットカード払・銀行振込みのみとなり、口座振替はできません。
※クレジットカード払いは2023年2月28日以前の補償開始分については利用できません。

- 補償開始日は下記2通りからご選択いただけます。

- ① 学会指定口座に保険料がクレジットカード決済・銀行振込された日(着金日)の翌日午後4時補償開始
- ② 学会指定口座に保険料がクレジットカード決済・銀行振込された日(着金日)の翌月1日午後4時補償開始

補償開始日	2023年 3月中	2023年 4月中	2023年 5月中	2023年 6月中	2023年 7月中	2023年 8月中	2023年 9月中	2023年 10月中	2023年 11月中	2023年 12月中	2024年 1月中	2024年 2月中
補償終了日	2024/3/1											
300型	62,400円	57,200円	52,000円	46,800円	41,600円	36,400円	31,200円	26,000円	20,800円	15,600円	10,400円	5,200円
200型	51,570円	47,270円	42,980円	38,680円	34,380円	30,080円	25,790円	21,490円	17,190円	12,890円	8,600円	4,300円
100型	40,660円	37,270円	33,880円	30,500円	27,110円	23,720円	20,330円	16,940円	13,550円	10,170円	6,780円	3,390円
1型	4,000円	3,670円	3,330円	3,000円	2,670円	2,330円	2,000円	1,670円	1,330円	1,000円	670円	330円
医療付随業務 担保追加条項	800円	733円	667円	600円	533円	467円	400円	333円	267円	200円	133円	67円

勤務医師賠償責任保険Q&A

Q1 途中で解約したいのですが…

- A** 前月末までに取扱保険代理店または損保ジャパンにお申し出いただきますと、翌月1日付でご解約が可能です。保険料は月割でご返金します。その際は必要書類を取扱保険代理店より別途ご案内します。

解約時のご注意 損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合

解約の申し出をいただく前に書面で損保ジャパンまでご連絡ください*。

ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求が補償の対象となります。

※その原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内にご連絡いただかないと、補償の対象となりません。

Q2 保険期間の途中で留学する場合の手続きは…

- A** この保険は損害賠償請求がなされた時点で加入されていなければ補償の対象となりません。

したがって、留学前に行った医療行為に基づき、留学中に損害賠償請求が相手方より提起された場合、保険に加入していないと補償ができない事態が発生します。そのため、留学により保険契約を解約される場合には「損害賠償請求期間延長担保追加条項」*をセットしていただくことをお勧めします。

※「損害賠償請求期間延長担保追加条項」とは保険期間終了(解約)前に行った医療に起因して保険期間終了後に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。延長期間は、「5年間」または「10年間」のいずれかをお選びいただけます。

- 1** 留学期間が1年未満の先生または日本に一時帰国し医療行為を行うことが想定される先生

このまま保険契約の継続手続きをお取りください。事前に留学中のご連絡先(日本国内)をご登録いただきますと、そちらの住所へ継続手続き書類を送付します。

- 2** 留学期間が1年を超える先生

現在ご加入いただいている保険期間の満期日または解約日と同日付にて「損害賠償請求期間延長担保追加条項」をセットしていただければ、保険期間の満期日または解約日から「5年間」または「10年間」(いずれかお選びいただけます)に損害賠償請求を提起された場合も補償されます。留学前に上記追加条項をセットし、解約のお手続きをお取りください。上記追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 3** 留学中に日本国内の患者に対し、オンライン診療をする先生

一定の条件のもとで補償対象となります。詳しくは損保ジャパンもしくは取扱保険代理店へお問い合わせください。

Q3 医師を引退する場合の手続きは…

- A** この保険は損害賠償請求がなされた時点で加入されていなければ補償の対象とならないため、引退されるにあたって、現在ご加入いただいている保険期間の満期日または解約日と同日付で「損害賠償請求期間延長担保追加条項」(Q2 A*参照)をセットし、以後「5年間」または「10年間」(いずれかお選びいただけます)に損害賠償請求をされても補償されるように手続きされることをお勧めいたします。本追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

Q4 保険期間の途中で開業する予定があるのですが…

A 開業前に取扱保険代理店または損保ジャパンまでご連絡をお願いします。

- 日本医師会 A①会員になるご予定の先生 ……解約のお手続きをします。保険料は月割でご返金します。
- 上記以外の先生 ……解約のお手続きをします。保険料は月割でご返金します。
開業の先生向けの保険のご案内をご希望の場合はご連絡ください。

Q5 事故が起こった場合は…

A 万一事故が発生した場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合も含まれます。）は、ただちに損保ジャパンまでご連絡ください。ただちにご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

事故の ご連絡先

損害保険ジャパン株式会社 本店火災新種専門保険金サービス部 医師専門賠償保険金サービス課
〒164-8608 東京都中野区中野4丁目10番2号 中野セントラルパークサウス5階
電話 03 (5913) 3860 FAX 03 (3385) 3706
受付時間 平日/午前9時から午後5時まで
※上記受付時間外は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
0120-727-110
受付時間：【平日】午後5時から翌日午前9時まで
【土日祝日（12月31日から1月3日を含みます）】24時間



- 注意**
- ①賠償責任を負担する事故が発生した場合には、損保ジャパンとご相談いただきながら、被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。（保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。）
 - ②事前に損保ジャパンの承諾を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合があります。
 - ③この保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象となりません。

1 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち損保ジャパンが指定するものをご提出していただきます。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
③	損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など

(注1) 事故の内容または損害の額および身体障害の程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

2 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払いの期間を延長することがあります。

・保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

次の①から④までのいずれかの方法で保険金をお支払いします。

- ①被保険者（保険の補償を受けられる方）が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
- ②被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
- ③相手の方が先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
- ④被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

(注) 2010年3月31日以前に発生した事故については、手続きが異なりますのでご注意ください。

産業医・学校医等嘱託医 活動賠償責任保険

ご加入対象者（被保険者）：
会員（勤務医）、会員が理事長・開設者・
管理者となっている医療法人・医療施設

※日本医師会にて、同内容の団体制度がすでに存在するため、日本医師会A会員は加入対象外となり、日本医師会A会員以外の医師が加入対象となります。また、損保ジャパンで医師賠償責任保険に加入されていることが加入条件となりますので、ご注意ください。

1 保険の概要

この保険は、嘱託医として行う行為のうち、**医療行為以外の活動**において不測の事故が発生し、損害賠償請求がなされたことで被保険者が被る損害について、保険金をお支払いします。



以下①～④の活動をする医師を、総称で「嘱託医」と呼びます。

- ① 労働安全衛生法により定められた産業医
- ② 国家公務員法・人事院規則により定められた健康管理医
- ③ 学校保健安全法により定められた学校医
- ④ 児童福祉法により定められた保育所等の嘱託医

医師賠償責任保険は、**医療行為**に起因する患者の身体障害に対してのみ保険金をお支払します。

そのため、提供業務や賠償請求の内容によっては、**医師賠償責任保険では対象とならないケースがあります！**

医師賠償責任保険（別売）と産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険にご加入いただくことで、医療行為の有無にかかわらず、**嘱託医の活動にかかわるリスクを総合的にカバーすることができます。**



お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金……………被害者の治療費、休業損害、逸失利益、慰謝料など
- ② 争訟費用等……………訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停に要する費用など
(ただし、損保ジャパンの事前承認が必要です。)

産業医の職務遂行における責任について<<想定される事例>>

事例	
①	うつ病で休職した従業員が主治医から復職可能と診断されたにもかかわらず、産業医が復職を認めなかったために退職させられた。その従業員から退職させられたのは不当として損害賠償請求を受けた。
②	顧問先企業で過労を訴える従業員との面談を実施した。労働時間の調整などの助言をしなかったため、その従業員が死亡。政府労災により過労死認定がされたため、遺族から産業医として適切な対応を行っていなかったとして、損害賠償請求を受けた。
③	嘱託医契約を結んだ事業所の定期健康診断で、従業員からHIV感染をしている旨の相談を受けた。嘱託医は本人に無断でその情報を事業所へ報告したところ、事業所はHIVであることを理由に、その従業員を解雇した。その後、従業員より損害賠償請求を受けた。
④	顧問先企業で過労を訴える従業員との面談で、他の顧問先の企業状況と比較して問題ない旨を回答した。その従業員が労基署に相談し、引き合いに出した他の企業に関する話をした結果、労基署がその企業に照会したことから、その企業から内部情報の漏えいを理由に損害賠償請求を受けた。

上記の①～④の行為は“医療行為”に該当しないと考えられます。

2 保険金額（支払限度額）と保険料

支払限度額 1事故：1億円／保険期間中：3億円 自己負担額 なし

[保険期間1年、一括払]

契約形態	年間保険料
勤務医（1名あたり）	5,000円
診療所（有床・無床）（1施設あたり）	5,000円

+

開業医向け 勤務医包括※
5,000円

※勤務医師包括担保追加条項（オプション）
医療施設が請け負った嘱託医の業務において、勤務医個人の賠償責任を名簿の備え付けを条件として無記名で包括的にカバーする追加条項です。

・診療所：病床がない、もしくは1～19床の病床を有する医療施設

3 中途加入される場合の保険料

- ・中途加入の場合、毎月末日学会口座に保険料着金分までで締切り、翌月1日午後4時から2024年3月1日午後4時までの保険期間となります。
- ・保険料お支払方法は銀行振込み（銀行窓口送金、ATM機送金、インターネットバンキング送金）のみとなります。

申込締切日	2023 2/末日	2023 3/末日	2023 4/末日	2023 5/末日	2023 6/末日	2023 7/末日	2023 8/末日	2023 9/末日	2023 10/末日	2023 11/末日	2023 12/末日	2024 1/末日	
補償開始日	2023 3/1	2023 4/1	2023 5/1	2023 6/1	2023 7/1	2023 8/1	2023 9/1	2023 10/1	2023 11/1	2023 12/1	2024 1/1	2024 2/1	
補償終了日	2024/3/1												
契約形態	勤務医	5,000円	4,580円	4,170円	3,750円	3,330円	2,920円	2,500円	2,080円	1,670円	1,250円	830円	420円
	診療所	5,000円	4,580円	4,170円	3,750円	3,330円	2,920円	2,500円	2,080円	1,670円	1,250円	830円	420円
オプション	勤務医包括（診療所）	5,000円	4,580円	4,170円	3,750円	3,330円	2,920円	2,500円	2,080円	1,670円	1,250円	830円	420円

勤務医師賠償責任保険
産業医・学校医等
嘱託医活動賠償責任保険

クレーム対応費用保険

勤務医サイバー保険

クレーム対応費用保険

(医療業務妨害行為対応費用保険)

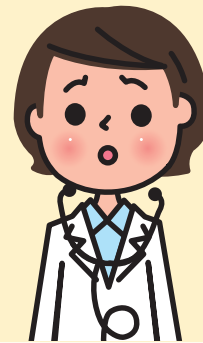
ご加入対象者(被保険者):
会員(勤務医)、会員が理事長・開設者・
管理者となっている医療法人・医療施設

勤務医師賠償責任保険

1 保険の概要

被保険者が第三者から過度なクレーム行為を受けた場合に、そのクレームへ対応する際の円満な解決をサポートする保険です。

損保ジャパンが指定する専門相談窓口(クレームコンシェル)による相談、アドバイス等のサービスを無料で受けることができます。また、損保ジャパンの承諾のもと弁護士による法的対応を行う場合に係る費用を保険金としてお支払いします。



モンスター
ペイシエント...

産業医・学校医等
嘱託医活動賠償責任保険

お支払いする保険金

弁護士費用保険金: 相談料、着手金、報酬金、手数料、争訟費用、その他弁護士が委任事務処理を行ううえで必要な費用。

(※日当、顧問料は含まれません。ただし、損保ジャパンの事前承認が必要です。)

想定されるクレーム事例

診療に関するもの

患者が「注射してくれるまで帰らない」と診察室で仰向けになり、次の患者が入れない状況になった。
<不退去罪>

待ち時間に関するもの

待ち時間が長いことに腹を立てた患者が、受付カウンター越しに職員の肩をつかんで罵倒した。
<威力業務妨害>

診断書に関するもの

医学的に根拠のない内容の診断書を書くように脅され拒否したところ、毎日診療所へ押しかけ「大声を出す」「居座る」などの業務妨害を受けた。<威力業務妨害>

セクハラ・ストーーカーに関するもの

女性看護師や女性事務職員数名に待合室や廊下などですれ違い時に抱きつく等、問題行動が再三続けられた。<公然わいせつ罪>

その他

他の患者の前で「ヤブ医者だ」と罵倒された。インターネットで書き込みされ風評被害が発生。
<侮辱罪>

クレーム対応費用保険

勤務医サイバー保険

2 保険金額(支払限度額)と保険料

[保険期間1年、一括払]

	プラン①	プラン②	プラン③	プラン④
・自己負担金額: 1万円 ・縮小支払割合: 90%	1事故50万円 期間中150万円	1事故100万円 期間中300万円	1事故200万円 期間中600万円	1事故300万円 期間中900万円
勤務医(1名あたり)	8,750円	10,000円	12,500円	15,000円
診療所(注)	17,500円	20,000円	25,000円	30,000円

(注) 1施設あたりの保険料です。

お支払いする保険金=(弁護士からの請求費用-自己負担額1万円)×90%

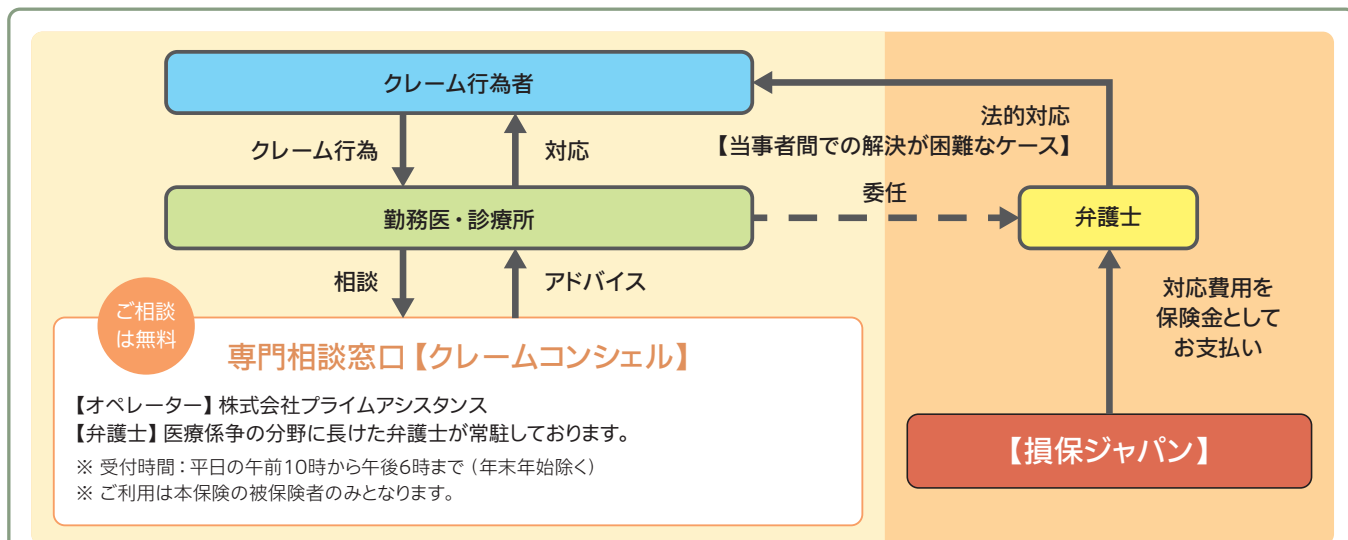
※弁護士からのご請求費用とお支払いする保険金の差額は、お客さま自身でのご負担となります。

3 中途加入される場合の保険料

- 中途加入の場合、毎月末日学会口座に保険料着金分までで締切り、翌月1日午後4時から2024年3月1日午後4時までの保険期間となります。
- 保険料お支払方法は銀行振込み（銀行窓口送金、ATM機送金、インターネットバンキング送金）のみとなります。

申込締切日	2023/2/末日	2023/3/末日	2023/4/末日	2023/5/末日	2023/6/末日	2023/7/末日	2023/8/末日	2023/9/末日	2023/10/末日	2023/11/末日	2023/12/末日	2024/1/末日	
補償開始日	2023/3/1	2023/4/1	2023/5/1	2023/6/1	2023/7/1	2023/8/1	2023/9/1	2023/10/1	2023/11/1	2023/12/1	2024/1/1	2024/2/1	
補償終了日	2024/3/1												
プラン①（支払限度額 1事故50万円・期間中150万円）													
勤務医	1名あたり	8,750円	8,020円	7,290円	6,560円	5,830円	5,100円	4,380円	3,650円	2,920円	2,190円	1,460円	730円
診療所	1施設あたり	17,500円	16,040円	14,580円	13,130円	11,670円	10,210円	8,750円	7,290円	5,830円	4,380円	2,920円	1,460円
プラン②（支払限度額 1事故100万円・期間中300万円）													
勤務医	1名あたり	10,000円	9,170円	8,330円	7,500円	6,670円	5,830円	5,000円	4,170円	3,330円	2,500円	1,670円	830円
診療所	1施設あたり	20,000円	18,330円	16,670円	15,000円	13,330円	11,670円	10,000円	8,330円	6,670円	5,000円	3,330円	1,670円
プラン③（支払限度額 1事故200万円・期間中600万円）													
勤務医	1名あたり	12,500円	11,460円	10,420円	9,380円	8,330円	7,290円	6,250円	5,210円	4,170円	3,130円	2,080円	1,040円
診療所	1施設あたり	25,000円	22,920円	20,830円	18,750円	16,670円	14,580円	12,500円	10,420円	8,330円	6,250円	4,170円	2,080円
プラン④（支払限度額 1事故300万円・期間中900万円）													
勤務医	1名あたり	15,000円	13,750円	12,500円	11,250円	10,000円	8,750円	7,500円	6,250円	5,000円	3,750円	2,500円	1,250円
診療所	1施設あたり	30,000円	27,500円	25,000円	22,500円	20,000円	17,500円	15,000円	12,500円	10,000円	7,500円	5,000円	2,500円

もしクレームを受けたら・・・



STEP 1 専門家に相談

- 対象のクレームが発生した場合、専門相談窓口にご相談ください。
- クレーム対応のプロが対応方法についてアドバイスをさせていただきます。クレームコンセルの問合せ電話番号は、加入者証に掲載します。お電話の際にはご契約状況がわかる加入者証をお手元にご用意ください。

- ご注意**
- クレームコンセル内弁護士からは、一般的な法律相談や法制度上の助言をいたします。（個別具体的に法的な助言は行いません。）
 - クレームコンセル内弁護士との1回のご相談時間の目安は15分とさせていただきます。
 - 保険契約前に発生しているクレームや、患者さまの身体障害に関する賠償請求など医師賠償責任保険の対象となる相談は対象外です。
 - 医療事故等の場合は、医師賠償責任保険のご加入窓口にご連絡をお願いします。

STEP 2 弁護士に対応依頼

- 専門相談窓口が当事者間での解決困難と判断した案件については、弁護士への委任をお勧めさせていただきます。
- 弁護士の対応に係る費用は保険金としてお支払いすることが可能です。

- ご注意** 弁護士費用を保険金としてお支払いするのは、専門相談窓口（クレームコンセル）に相談があったうえで、保険会社が承諾した場合のみとなります。



勤務医サイバー保険

ご加入対象者(被保険者): 会員(勤務医)

(業務過誤賠償責任保険普通保険約款・サイバー保険特約条項・勤務医用追加条項(サイバー保険特約条項用))

勤務医師賠償責任保険

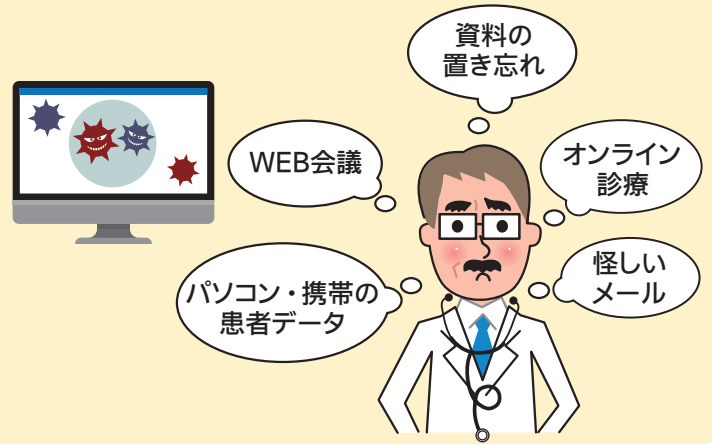
嘱託医活動賠償責任保険
産業医・学校医等

クレーム対応費用保険

勤務医サイバー保険

1 保険の概要

勤務医の先生方の個人情報漏えいやサイバー攻撃によるウイルス感染など、近年拡大しているリスクに備える保険です。患者様や病院、第三者に与えた損害についての賠償金や、原因調査・データ復旧・見舞金などの各種事故対応費用を補償します。日本国内だけでなく、海外で生じた事故についても補償の対象となります。



お支払いする保険金

勤務医サイバー保険では、以下の①～④の事由に起因して発生する賠償責任と対応費用を補償します。

賠償責任
損害賠償金
訴訟費用
弁護士報酬
など

事故発生時の各種対応費用	
原因調査費用	情報機器等修理費用
データ復旧費用	弁護士等の外部の専門家への相談費用
見舞金、見舞品	有益なコンサルティングを受ける費用
など	など

	対象事由	概要
①	情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびおそれ
②	デジタルコンテンツ不当事由	デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
③	サイバー攻撃	被保険者のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
④	ITユーザー業務	上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理に起因する偶然な事由

■対象となる業務：被保険者の行うa.からd.の業務

- 被保険者が従事する医療施設の業務
- 被保険者が従事する教育・研究機関で行う医療に付随する業務
- 被保険者が所属する医学会または医師会等の団体の業務
- a.からc.の業務に付随して行う業務

ただし、以下の場合は、第三者への被害が業務に関連するものである場合に限り、その業務以外の行為を業務に含められます。

- 情報の漏えいまたはデジタルコンテンツ不当事由が、業務以外の行為により発生した場合
- サイバー攻撃またはITユーザー業務の遂行にあたり生じた偶然な事由が、業務以外の行為で発生した場合

想定される事例

勤務している医療施設の業務における事例

事例
個人の端末にサイバー攻撃が発生した結果、ウイルスに感染。病院内システムに感染し、ソフトウェアやデータが破損し、院内システムがダウンした。
患者の医療情報データが記載された資料が入ったカバンを置き忘れ、情報漏えいした。

勤務している医療施設以外（教育・研究機関、学会・医師会、これに付随する業務）の業務における事例

事例
学会のガイドライン作成において、サイバー攻撃が発生し、患者の医療情報が漏えいした。
医師会の業務連絡のためにメールリストでメールをまわしたが、ウイルスに感染したファイルが混入しており、メール受信者の、ソフトウェアやデータが破損する被害が出た。

ご注意 勤務している医療機関が被保険者となる同種の保険（サイバー保険等）に加入しているケースで、当該保険にて保険金が支払われた場合、保険会社より勤務医に対して求償権は行使されない場合もございますが、勤務医が直接訴えを受け損害賠償の負担や費用損害が発生した時には、当保険に加入していないと損害はカバーされません。

2 保険金額（支払限度額）と保険料

[保険期間1年、団体割引20%、一括払]

プラン	補償	1請求/1事故・および期間中のお支払限度額	自己負担額	年間保険料		
A	賠償責任	1,000万円	0円	2,600円		
	費用	100万円				
B	賠償責任	3,000万円		0円	3,800円	
	費用	300万円				
C	賠償責任	5,000万円			0円	4,800円
	費用	500万円				

※ 1加入者毎に、保険期間中にお支払いする保険金の合計額は、賠償責任の保険金額を限度とします。

3 中途加入される場合の保険料

- 中途加入の場合、毎月末日学会口座に保険料着金分までで締切り、翌月1日午後4時から2024年3月1日午後4時までの保険期間となります。
- 保険料お支払方法は銀行振込み（銀行窓口送金、ATM機送金、インターネットバンキング送金）のみとなります。

申込締切日	2023/2/末日	2023/3/末日	2023/4/末日	2023/5/末日	2023/6/末日	2023/7/末日	2023/8/末日	2023/9/末日	2023/10/末日	2023/11/末日	2023/12/末日	2024/1/末日
補償開始日	2023/3/1	2023/4/1	2023/5/1	2023/6/1	2023/7/1	2023/8/1	2023/9/1	2023/10/1	2023/11/1	2023/12/1	2024/1/1	2024/2/1
補償終了日	2024/3/1											
プランA	2,600円	2,380円	2,170円	1,950円	1,730円	1,520円	1,300円	1,080円	870円	650円	430円	220円
プランB	3,800円	3,480円	3,170円	2,850円	2,530円	2,220円	1,900円	1,580円	1,270円	950円	630円	320円
プランC	4,800円	4,400円	4,000円	3,600円	3,200円	2,800円	2,400円	2,000円	1,600円	1,200円	800円	400円

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み: 次の4つの商品をご案内しております。

- ①勤務医師賠償責任保険(賠償責任保険普通保険約款に医師特約条項をセットしたものです。)
- ②産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険(業務過誤賠償責任保険普通保険約款、嘱託医に関する特約条項、勤務医師包括担保追加条項[※])(※被保険者が診療所もしくは病院の場合のみオプションでセットできます。)
- ③クレーム対応費用保険(費用・利益賠償普通保険約款に医療業務妨害行為対応費用保険特約条項および各特約をセットしたものです。)
- ④勤務医サイバー保険(業務過誤賠償責任保険普通保険約款・サイバー保険特約条項・勤務医専用追加条項(サイバー保険特約条項用))

■保険契約者: 一般社団法人 日本消化器内視鏡学会

■保 険 期 間: 2023年3月1日午後4時から2024年3月1日午後4時まで1年間となります。

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者: 一般社団法人 日本消化器内視鏡学会の会員

●被 保 険 者: ①②③④一般社団法人 日本消化器内視鏡学会の会員である医師(勤務医)

②③一般社団法人 日本消化器内視鏡学会の会員が理事長となっている医療法人または開設者・管理者となっている医療施設

中途加入: ①毎月末日までの着金は着金日の翌日午後4時または翌月1日午後4時から2024年3月1日午後4時までとなります。

②③④毎月末日までの着金は翌月1日午後4時から2024年3月1日午後4時までとなります。

中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、取扱保険代理店(株)カイトまでご連絡ください。

勤務医師賠償責任保険 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

- ①法律上の損害賠償金 被害者の治療費、入院費、休業損害、慰謝料 など
- ②争訟費用等 訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停に要する費用 など(ただし、損保ジャパンの事前承認が必要です。)

この保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
勤務医師賠償責任保険	<p>①ご加入された先生(「被保険者」といいます。)が日本国内において医療行為を行うにあたり、職業上または職務上相当な注意を怠ったことにより医療の対象者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者(保険の補償を受けられる方)が支払わなければならない損害賠償金や争訟費用などを保険金額(お支払いする保険金の支払限度額)の範囲内でお支払いします。</p> <p>②次の医療事故により、被保険者ご自身が法律上の損害賠償責任を負担した場合も、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(1)被保険者の直接指揮監督下にある看護師、放射線技師、薬剤師等のコメディカルスタッフによる医療事故</p> <p>(2)標榜科目以外の医療行為に起因する医療事故</p> <p>(3)出張診療等で常勤以外の医療施設において行った医療行為に起因する医療事故^(注1)</p> <p>③先生方の医療行為に起因する事故で、勤務先の医療施設が一旦被害者に損害賠償金等を支払い、そのうえで先生に対して「求償」することが想定されますが、この場合にも保険金のお支払いの対象となります。^(注2)</p> <p>(注1)医療施設等がご契約者、ご加入者となって、その医療施設に勤務されている先生を対象に医師賠償責任保険(勤務医師包括担保追加条項)に加入している場合がありますが、その医療施設以外で医療行為を行った際の医療事故は、その医療施設の医師賠償責任保険では対象となりません。今回ご案内する勤務医師賠償責任保険へのご加入を検討ください。</p> <p>(注2)ただし、この保険は、いかなる場合も医療施設の開設者・管理者・法人等・先生ご本人以外の責任を肩代わりするものではありません。</p>	<p>①海外で行った医療に起因する賠償責任</p> <p>②美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任</p> <p>③医療の結果を保証することによって加重された賠償責任</p> <p>④名書き損または秘密漏えいに起因する賠償責任</p> <p>⑤被保険者の故意によって生じた賠償責任</p> <p>⑥被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任</p> <p>⑦被保険者と被保険者以外の第三者との間に損害賠償に関する特別の約定があり、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>⑧医師、薬剤師、看護師等医療施設の使用者が業務従事中に被った身体障害</p> <p>⑨初めてご加入される契約の保険期間開始前に知っていた医療事故に起因する賠償責任</p> <p>など</p>
医療付随業務担保追加条項	<p>(1)付随業務担保条項</p> <p>○被保険者が日本国内において業務を遂行することにより、保険期間中に生じた第三者の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>○被保険者が日本国内において業務を行うにあたり、受託物(身の回り品等の財物)が滅失、損傷もしくは汚損したこと、または盗取もしくは詐取されたことに起因して、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>(2)人格権侵害担保条項</p> <p>○被保険者の業務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った不当行為^(注)により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>(注)不当行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当な身体の拘束による自由の侵害または名書き損 ・口頭、文書、図案その他これらに類する表示行為による名書き損またはプライバシーの侵害 	<p>①被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った医療によるその医療の対象者の身体障害に起因する賠償責任</p> <p>②被保険者が嘱託医として行った行為に起因する賠償責任</p> <p>など</p> <p>(1)付随業務担保条項</p> <p>①被保険者の使用人または被保険者の医療の補助者が所有し、または私用に供する財物が損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任</p> <p>②受託物の自然の消耗、かし、受託物本来の性質またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任</p> <p>など</p> <p>(2)人格権侵害担保条項</p> <p>①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する賠償責任</p> <p>②被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任</p> <p>など</p>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
刑事弁護士費用 担保追加条項	<p>被保険者の医療行為の対象者が、日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>なお、次の費用はお支払いの対象外になりますのでご注意ください。</p> <p>公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など</p> <p>この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時^(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金が支払われます。</p> <p>(注) 刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。</p> <p>① 刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時。ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。</p> <p>② 裁判官が略式命令を発した時。ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。</p> <p>③ 第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。</p>	<p>次の事由に起因する損害</p> <p>① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似的な自然変象</p> <p>次に掲げる刑事事件に起因する損害</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件</p> <p>② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件</p> <p>③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件</p> <p>④ 被保険者の業務に従事する被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件</p> <p>⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件</p> <p>⑥ 所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件</p> <p>ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。</p> <p>など</p>

産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険 補償の内容【保険金をお支払いできない主な場合】

- ① 医療行為に起因する損害賠償請求
- ② 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する損害賠償請求
 - ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
 - イ. 車両^(注)、船舶または動物

(注) 原動力がもっぱら人力である場合を除きます。
- ③ 故意または重過失による履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求
- ④ 嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、嘱託医としての業務の結果自体の改善もしくは修補または嘱託医としての業務に関する対価の返還に起因する損害賠償請求
- ⑤ 嘱託を受けていない間または嘱託が終了した後に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求
- ⑥ 被保険者の支払不能または破産に起因する損害賠償請求
- ⑦ 被保険者の使用人が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
- ⑧ 特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑨ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑩ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた口頭または文書もしくは図画等による表示に起因する損害賠償請求
- ⑪ 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償請求

など

クレーム対応費用保険 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
クレーム対応 費用保険	<p>保険金を支払う損害は、被保険者が第三者からのクレーム行為を被った場合に、そのクレーム行為を解決するために、弁護士費用を被保険者が負担することによって生じた損害を保険金として支払います。ただし、被保険者がクレーム行為を被り、解決が困難なものであるとして、被保険者がクレームコンシェルに支援を要請し損保ジャパンが承認した場合にかぎり保険金を支払います。</p> <p>弁護士費用 被保険者が被ったクレーム行為について、弁護士に委任することによって発生する相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および偶然な事故に対応するために要した実費で、必要かつ有益な費用をいいます。なお、顧問料および日当は含みません。</p>	<p>以下の事由により発生した費用はお支払いできません。</p> <p>① 保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合</p> <p>② この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合</p> <p>③ 次のア. またはイ. に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、イ. に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合において、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。</p> <p>ア. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人</p> <p>イ. 保険金を受け取るべき者またはその法定代理人でア. に掲げる者以外の者</p> <p>④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似的な事変または暴動</p> <p>⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥ 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故</p> <p>⑦ 被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害</p> <p>⑧ クレーム行為を行った者に対して、被保険者が損害賠償請求を行うことによって生じた損害</p> <p>⑨ クレーム行為を行った者に対して、被保険者の債権を回収することによって生じた損害</p> <p>⑩ 医師賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害</p> <p>⑪ 美容を唯一の目的とする医療によって生じた損害</p> <p>⑫ 所定の免許を有しない者(所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。)が遂行した医療によって生じた損害</p> <p>など</p>

用語のご説明	
用語	用語の定義
業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致死傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他2の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。調停、審判および抗告に要する費用を含みます。
クレーム行為	被保険者が日本国内で行った業務に対して、他人が補償対象者に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不返去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。
クレームコンシェル	損保ジャパンが指定するクレーム行為を解決するための相談窓口をいいます。
実費	収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用その他弁護士が委任事務処理を行ううえで支払いの必要が生じた費用をいいます。
調査費用	翻訳料、調査料等の費用をいいます。

勤務医サイバー保険 補償の内容【保険金をお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いできない主な場合	
共通	<p>①次に掲げるものに起因する損害賠償請求</p> <p>ア. 身体の障害および精神的苦痛</p> <p>イ. 財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにそれらに起因する財物の使用不能損害</p> <p>②直接であると間接であるを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求</p> <p>ア. 汚染物質の排出、流出、いっ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態</p> <p>イ. 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示または要請</p> <p>③直接であると間接であるを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求</p> <p>④直接であると間接であるを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害賠償請求</p> <p>⑤直接であると間接であるを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求</p> <p>⑥保険契約者または被保険者の故意に起因する損害賠償請求。ただし、被保険者の故意に起因する損害に関して、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害および費用にかぎります。</p> <p>⑦被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求</p> <p>⑧被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害および費用にかぎります。</p> <p>⑨販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求</p> <p>⑩記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のア.またはイ.の原因による場合を除きます。</p> <p>ア. 火災、破裂または爆発</p> <p>イ. サイバー攻撃またはITユーザー業務の偶発的な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止</p> <p>⑪他人の身体の障害、財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたことに起因する損害賠償請求。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれに起因して提起された損害賠償請求を除きます。</p> <p>⑫特許権、意匠権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権または商標権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。</p> <p>⑬被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求</p> <p>⑭業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求</p> <p>⑮記名被保険者から記名被保険者の使用人等に対してなされた損害賠償請求</p> <p>⑯被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害に起因する損害賠償請求</p> <p>⑰株主代表訴訟等によってなされる損害賠償請求</p> <p>⑱差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求</p> <p>⑲暗号資産の換金、売買、決済その他の取引に起因する損害賠償請求</p> <p style="text-align: right;">など</p>
事故に関する各種対応費用部分	<p>①【共通】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為</p> <p>②記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>③記名被保険者の役員に関する個人情報漏えいまたはそのおそれ</p> <p>④電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかったことに起因して発生した費用</p> <p style="text-align: right;">など</p>

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

- この保険契約は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱保険代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 産業界・学校医等嘱託医活動賠償責任保険、クレーム対応費用保険については、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 医師特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務に限りです。
- 勤務医サイバー保険の保険適用地域は全世界となります。
- 保険料算出の基礎となる医療機関の形態等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または、記名・捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。
なお、ご加入のお申込日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- ご契約を解約される場合には、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお申出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込後であってもお客さまがご契約を申込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回をすることができるとをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申出ができませんのでご注意ください。

- | | |
|--|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 保険期間が1年以内のご契約 ② 営業または事業のためのご契約 ③ 法人が締結したご契約 ④ 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 | など |
|--|----|

詳しい内容につきましては、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険責任は保険期間の初日の午後4時^(※)に始まり、末日の午後4時^(※)に終わります。
(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 取扱保険代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱保険代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 医師特約とクレーム対応費用保険では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ① 記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ② 業務内容
- ③ 損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④ その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱保険代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご連絡いただく必要はありません。

加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合
(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生がご契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱保険代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生がご契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱保険代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱保険代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づき追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3> 損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。
事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

1. 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類(保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など)
 2. 保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類(診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など)
 3. 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類(同意書 など)
 4. 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類(示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書 など)
 5. 弁護士委任状(弁護士に対応を依頼した際の委任状)
- (注) 事故の内容に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。

- ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ② 専門機関による鑑定結果の照会
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④ 日本国外での調査
 - ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。
詳細につきましては取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱保険代理店までご連絡ください。
平日夜間、土日祝日の場合は、右記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】 0120-727-110

<受付時間> 平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱保険代理店までご連絡ください。

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】 0570-022808 <通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、約款等に記載しています。

必要に応じて、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(一般社団法人日本消化器内視鏡学会)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ライフサポート制度

団体割引

5%

保険期間

2023年4月1日午後4時～2024年4月1日午後4時
毎月1日付でご加入できます！
対面のお手続き不要！

所得補償プラン

病気・ケガではたけなくなった
ときの収入減に備えて…



傷害総合プラン

不慮の事故などに
あってしまったときに備えて…



個人賠償責任
補償オプションは
月額保険料 **160円** で
最大1億円 補償！

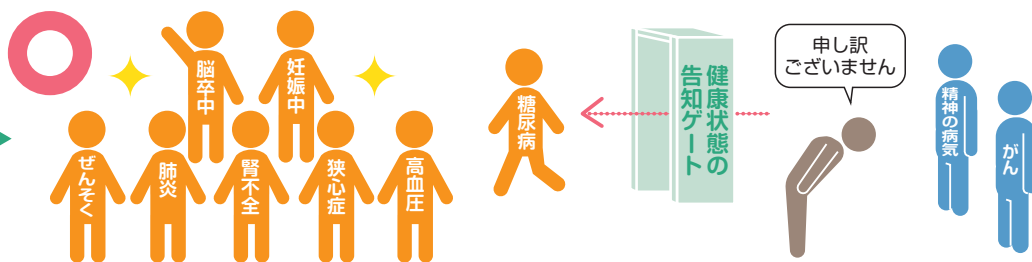


← 資料請求はこちら

所得補償
プラン

糖尿病・高血圧症・狭心症など
持病のある方もご加入しやすくなりました！

所得補償プランの
健康状態の告知
イメージ図



ライフサポート制度は、2022年10月時点での概要を説明したものです。
詳細は、(株)カイトーHPもしくは上記資料請求フォームから資料請求ください。

<資料請求・お問合わせ先>

<取扱保険代理店>

損害保険
生命保険

KAITO

株式会社カイトー
ドクター営業部



〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6
E-MAIL : med-jges@kaito.co.jp
TEL : 03-3369-8811 / FAX : 03-3369-8851
受付時間 平日午前9時から午後5時

<引受保険会社>



損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL : 03-3349-5402 / FAX : 03-6388-0161
受付時間 平日午前9時から午後5時